

「筋電電動義手」の装着訓練を行う 医療機関となるための手続きのご案内

- 「筋電電動義手」(※)は、この義手が身体に適合する方にとっては、就労や社会生活を送る上で必要不可欠なものであり、社会復帰につながる重要な補装具です。
- このため、労災保険の「義肢等補装具費支給制度」では、筋電電動義手の普及促進を図るため、平成25年5月に筋電電動義手の支給対象者を拡大しました。
これまでは、「両上肢」を手関節以上で失った方を支給対象としていましたが、「片側の上肢」を失った方についても、筋電電動義手の装着訓練を修了していただく等の一定の要件を満たす場合に支給対象になりました。
- 筋電電動義手の装着訓練は、この訓練を行える医療機関「実施医療機関」で実施する必要がありますが、実施医療機関の数は少ないため、多くの医療機関で届出手続きを行っていただき、訓練の機会が増えるようご協力をお願いいたします。

(※)「筋電電動義手」

筋肉を収縮する時に発生する微弱な電流をスイッチ信号として利用して、電動ハンド(手先具)を開閉することができる義手



(出典：国立障害者リハビリテーションセンター研究所)

＜筋電電動義手の装着訓練を行う医療機関となるための要件＞

1 労災保険における義肢採型指導医の指定を受けている医療機関であること

義肢採型指導医の指定を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターまたは労災保険指定医療機関で整形外科診療、もしくは主としてリハビリテーション医療を行う医療機関であること
- ② 上記①の医療機関で、整形外科またはリハビリテーション医療について2年以上の専門研究の経験があり、かつ、その期間も含め5年以上の臨床経験があり、研修会を修了した医師が、実際に義肢装具の採型指導を行うものであること
- ③ 義肢等補装具費支給要綱で定める義肢採型指導料の額で義肢採型指導を行うものであること

2 労災保険における外科後処置の実施医療機関であること。

外科後処置に必要な医療の給付は、以下の①又は②の医療機関において行うものとされています。

- ① 労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター
- ② 労災保険指定医療機関のうち、外科後処置の任務を含む指定を受けた病院又は診療所

＜筋電電動義手の装着訓練を行う医療機関となるための手続き＞

医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に「筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定実施医療機関に係る届出書」(様式14号)を提出してください。

詳細は、裏面の都道府県労働局にお問い合わせください。



都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-883-4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023-624-8227
福島	960-8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎	024-536-4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー	048-600-6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1620
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3506
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026-223-0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング	052-855-2145
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077-522-6630
京都	604-8171	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577-2 井門烏丸姉小路ビル	075-211-4100
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078-367-9155
奈良	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル	0742-32-1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-31-1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-225-2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082-221-9245
山口	753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館	087-811-8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5206
高知	781-9548	高知市南金田1-39 高知労働総合庁舎	088-885-6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-355-3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14番10号 天文館NNビル	099-223-8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098-868-3559

この記載内容や詳細につきましては、所管もしくは最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。